

生活保護費補助金の事業区分について (案)

現 行	改 正 (案)
<p>1 生活保護適正実施推進事業</p> <p>ウ 適正化推進事業</p> <p>(ア) 医療扶助適正化事業</p> <p>① 診療報酬明細書等点検充実事業</p> <p>② 長期入院患者退院促進事業</p> <p>③ その他医療扶助適正化事業</p> <p>=(イ)=収入・資産状況把握、扶養義務調査等充実事業 (イ) ①へ</p> <p>(ウ) 就労促進等事業</p> <p>① 就労促進事業</p> <p>② 処遇困難ケース自立促進事業</p> <p>③ 指導指示徹底事業 (ウ) ①へ</p> <p>=(エ)=体制整備 (面接、訪問) 強化事業 (イ) ②へ</p> <p>=(オ)=事務処理情報化推進事業 (カ) へ</p> <p>=(カ)=調査研究事業</p> <p>(キ) 関係職員等研修・啓発事業</p> <p>(ク) 監査結果是正改善事業</p> <p>(ク) その他適正化推進事業</p> <p>エ 特別事業</p>	<p>1 生活保護適正実施推進事業</p> <p>ウ 適正化推進事業</p> <p>(ア) 医療扶助適正化事業</p> <p>① 診療報酬明細書等点検充実事業</p> <p>② 長期入院患者退院促進事業</p> <p><u>③ 退院促進個別援助事業</u></p> <p><u>④ その他医療扶助適正化事業</u></p> <p>(イ) 認定等事務適正実施事業</p> <p>① 収入・資産状況把握、扶養義務調査等充実事業</p> <p>② 体制整備 (面接、訪問) 強化事業</p> <p>(ウ) 就労促進等事業</p> <p>① 就労促進事業</p> <p>② 処遇困難ケース自立促進事業</p> <p><u>③ 被保護者等自立生活支援事業</u></p> <p><u>(エ) 関係職員等研修・啓発事業</u></p> <p><u>(オ) 監査結果是正改善事業</u></p> <p><u>(カ) その他適正化推進事業</u></p> <p>エ 特別事業</p> <p>2 <u>自立・就労支援等事業</u></p> <p><u>(ア) 退院者等居宅生活支援事業</u></p> <p><u>(イ) 技能修得等支援事業</u></p> <p><u>(ウ) その他自立・就労支援等事業</u></p>

生活保護費補助金の事業区分について

1 生活保護適正実施推進事業（補助率：10/10）

自治体（福祉事務所）が、生活保護法に基づく保護の決定・実施を適正かつ、円滑に行うための事務処理体制及び実施体制の整備を図ることを目的とする事業を補助の対象とする。

具体的には、要保護者の面接相談、要保護者の資産・扶養調査、レセプト点検等保護費の適正支給、就労・自立に向けた相談・指導等保護の決定・実施に関する事務全般を対象とする。

（事業例）

- ・ 診療報酬明細書等点検充実事業
支払基金等から送付される診療報酬明細書等について嘱託職員又は外部委託より当該明細書等の内容の点検を行い、明細書の内容に誤りがあった場合過誤調整若しくは再審査請求を行う。
- ・ 収入・資産状況把握、扶養義務調査等充実事業
被保護者から定期的に収入・資産報告書を徴収し、課税調査、預貯金調査等を行い、不適切なケースについては、世帯訪問を行う。
調査の結果、不当（正）受給の事実が発見された場合は、保護の変更（停止を含む。）を行う。
- ・ 就労促進事業
稼働能力を有しながら、身体的（傷病、障害等）、家庭的（育児、介護等）、社会的（失業、雇用困難等）事情により就労に結びつかない被保護者（主に稼働年齢層）に対し、ハローワーク等と連携し、就労に関する指導及び助言等を行う。

2 自立・就労支援等事業（補助率：1/2）

要保護者の自立・就労の支援（生活訓練等）を目的とする事業を補助の対象とする。

補助対象事業は、自治体が民間団体等を活用し実施するものであって、単なる相談・指導だけを行うものではなく一定期間継続した支援サービスの提供を行うものとする。

（事業例（案））

- ・ 技能修得等支援事業
就労に必要な作業能力、対人関係、環境に適用する能力などが十分でないため、就労が困難となっている被保護者を、社会生活訓練等の一環として、一定期間、事業所に通わせることにより、勤労意欲を助長させ、技能修得を促進する等により、段階的に常勤雇用につながるよう支援する。
- ・ 退院者等居宅生活支援事業
精神病院等から退院した居宅で生活する被保護者等に対し、家事、服薬管理等の日常生活を送る上で必要な生活指導、支援を実施するとともに、地域住民との交流や創作活動、軽作業等を行う活動の場等を提供することにより被保護者が居宅生活を継続するために必要な支援を行う。

平成16年度新規事業について

1 新規事業名及び事業概要について

① 退院促進個別援助事業

自治体（福祉事務所）に医療ソーシャルワーカー等の専門職員を配置し、社会的入院患者である被保護者の退院阻害要因を把握したうえで、その者の退院先の確保等退院阻害要因の解消を支援する。

② 被保護者等自立生活支援事業

自治体（福祉事務所）に自立生活相談員を配置し、社会的な自立が困難となっている被保護世帯（母子、元ホームレス）に対し、実生活に即した適切な助言、相談及び指導・援助を行うことにより自立阻害要因の解消を支援する。

③ 技能修得等支援事業

就労に必要な作業能力、対人関係、環境に適用する能力などが十分でないため、就労が困難となっている被保護者を、社会生活訓練等の一環として、一定期間、事業所に通わせることにより、勤労意欲を助長させ、技能修得を促進する等により、段階的に常勤雇用につながるよう支援する。

④ 退院者等居宅生活支援事業

精神病院等から退院した居宅で生活する被保護者等に対し、家事、服薬管理等の日常生活を送る上で必要な生活指導、支援を実施するとともに、地域住民との交流や創作活動、軽作業等を行う活動の場等を提供することにより、被保護者が居宅生活を継続するために必要な支援を行う。

2 事業区分について

① 生活保護適正実施推進事業で実施する事業（補助率：10/10）

- ・ 退院促進個別援助事業
- ・ 被保護者等自立生活支援事業

② 自立・就労支援等事業で実施する事業（補助率：1/2）

- ・ 技能修得等支援事業
- ・ 退院者等居宅生活支援事業

2 保護施設の整備及び運営

(1) 基本的考え方

救護施設については、在宅での生活が困難な精神疾患による患者、重複障害者等の受入施設としての需要が増大しており、特に、いわゆる社会的入院の解消という観点からも、退院患者の受入先としての役割に期待が寄せられているところである。

また、近年の雇用・経済状況を反映し、特に都市部においてホームレスが増加していること等から、更生施設や宿所提供施設における対応が求められている。

このため、必要な保護施設の整備が進められるよう、今般、保護施設の定員要件の緩和等を図るとともに、保護施設から居宅生活への移行を支援する事業の充実を図ったところである。

各都道府県におかれては、これらの施策等の積極的活用をお願いしたい。

(2) 保護施設の整備

保護施設の整備促進策として平成16年度予算(案)においては、

① 保護施設の定員要件の緩和

救護施設	}	定員50人 → 定員30人
更生施設		
宿所提供施設		

※ 平成15年度中に「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準」(昭和41年7月1日厚生省令第18号)の改正を行う予定。

② サテライト型救護施設の設置(別紙1参照)

既存の救護施設(中心施設)の周辺への定員10名程度(概ね5人以上~20人以下)の小規模な施設(サテライト型施設)の設置。

を行うこととしたところである。

については、地域における保護施設の必要性を的確に把握し、計画的整備に積極的に取り組まれない。

(3) 保護施設の運営

ア 保護施設への適切な入所

保護施設には、精神障害を始めとする障害のある者や生活障害などの問題を有する者等が混在入所しているため、入所者の中には、①高齢者や障害者など本来それぞれの特性に合った専門的な施設に入所すべき者、②支援体制等の条件を整えば居宅生活が可能となる者も見受けられる。

その場合には、保護施設への入所措置が適切か否かを検討し、入所先の変更などが必要となるため、常に入所者一人一人の状況把握に努め、より適切な処遇が確保されるよう管内福祉事務所に対して指導されたい。

イ 運営費の弾力運用

今般、平成15年度決算から社会福祉施設の運営費（措置費）の弾力運用の見直しが行われることとなったが、これは、あくまでも適正な施設運営が確保されていることを条件に認められるものであるため、保護施設の運営にあたっては、入所者処遇及び職員処遇の低下を招くことのないよう周知願いたい。

ウ 居宅生活訓練事業

平成16年度予算（案）において、救護施設に入所している被保護者がスムーズに居宅生活に移行し、自立した生活を送ることができるようにするため「居宅生活訓練事業」を創設したところである。（別紙2参照）

本事業の趣旨を踏まえ、積極的に実施されるよう、救護施設、実施機関への働きかけを行われたい。

サテライト型救護施設設置運営要綱(案)

1 目的

近年、精神疾患に係る入院患者の退院後の受入先等として、救護施設のニーズが高まっていることに鑑み、敷地が狭い等の理由により、増築が困難な救護施設等について小規模な施設(サテライト型救護施設)を設置できるものとし、地域の実情に応じた救護施設の整備を促進する。

2 設置経営主体

サテライト型施設の設置経営主体は、本体となる救護施設(以下「中心施設」という。)を設置経営する地方公共団体若しくは社会福祉法人とする。

3 対象施設等

(1) 中心施設は生活保護法第38条に規定する救護施設とする。

(2) 中心施設とサテライト型施設をもって、単一の施設とする。

なお、サテライト型施設は複数設置できるものとする。

4 定員

入所定員は、原則、サテライト型施設1か所当たり5名以上20名以下とする。

5 職員

サテライト型施設には、実務上の責任者(サテライト型施設担当責任者)の他、必要な職員を配置すること。

6 運営

中心施設の施設長の管理の下に中心施設と一体的に施設運営が行われるものとする。

7 建物の構造及び設備

建物の構造及び設備については、「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準」(昭和41年7月1日厚生省令第18号)によるものとする。

ただし、入所者の処遇に支障がないときは、本体施設との兼用等により、事務室、集会室等を設けないことができる。

8 土地及び建物についての取扱い

サテライト型施設に係る土地及び建物については、本体施設と同様の取扱いとすること。

9 サテライト型施設設置の手続き

(1) 都道府県は、中心施設と同様、生活保護法第40条第1項に基づき、サテライト型施設を設置することができる。

(2) サテライト型施設を設置しようとする市町村は、中心施設と同様、生活保護法第40条第2項に基づき、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(3) サテライト型施設を設置しようとする社会福祉法人は、中心施設と同様、生活保護法第41条に基づき、都道府県知事の認可を受けなければならない。

10 施設整備費

サテライト型施設の施設整備費については「社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費の国庫負担(補助)について」(平成3年11月25日厚生省社第409号)に規定する救護施設の基準により行うものとする。

※ 今後、内容について変更があり得る。

居宅生活訓練事業実施要綱（案）

1 目的

救護施設に入所している被保護者がスムーズに居宅生活に移行できるようにするため、施設において、居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、居宅生活に移行可能な対象者の訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、社会的自立を図る。

2 対象者

本事業の対象者は、生活保護法第38条に規定する救護施設に入所している者であって、6か月間の個別訓練を行うことにより、居宅において生活を送ることが可能であると認められる者のうちから、当該施設長により選定された者とする。

また、事前に選定された対象者に対し、本事業の目的及び内容を十分説明し、その実施について了解を得ること。

なお、事業終了後、居宅生活を送ることが可能となった者については、その居住地を所管する保護の実施機関が保護の実施責任を負うこととなるので、十分な連絡調整を図ること。

3 実施施設の指定

本事業は、次により指定された救護施設において実施するものとする。

- (1) 本事業を実施しようとする施設は、毎年度、事業に係る申請書を都道府県に提出し、その指定を受けること。
- (2) 都道府県知事は、実施施設の指定を行う場合には、毎年度、厚生労働大臣に協議すること。

4 対象者の居住場所及び設備

訓練用住居は、当該施設の近隣に確保し、通常の生活に必要な設備を有すること。

なお、緊急時等の対応のため、電話設備を設けること。

5 訓練期間・対象人員

訓練期間は、原則6か月間（前期：4月～9月、後期：10月～3月の2期間）とし、対象人員は1期3～5人とする。

6 職員の実施体制

本事業の実施に当たっては、原則として、2名以上の職員を配置することとし、本事業についての実務上の責任者（居宅生活訓練事業担当責任者）を専任職員として1名配置すること。

また、本事業は、当該施設入所者の処遇の一環として実施するものなので、本体施設と十分、連携協力体制をとり、実施すること。

7 事業の実施

本事業の実施に当たっては、居宅生活訓練事業担当責任者を中心に、事業対象者の状況に応じ、あらかじめ6か月間の訓練計画を定め、効果的に行うこと。

8 その他留意事項

本事業の実施期間中は、衛生管理、健康管理について十分配慮すること。

本事業の実施に当たっては事故の防止について十分留意すること。

特に夜間においては、火災等に備えて最前の注意を払うこと。

※ 今後、内容について、変更があり得る。

3 災害救助法の運用について

(1) 災害救助に係る実施体制の整備

ア 都道府県における体制

都道府県においては、特に次の事項に留意しつつ、職員の参集体制の確保や関係部局の役割の明確化を図り、災害救助法の適用の決定や応急救助の実施方針の策定等を迅速に行われたい。

- ① 災害救助法の適用の決定については、災害救助法の趣旨を十分理解し、速やかに知事等の判断を仰ぎ、その適用の適否を判断すること。
- ② 災害救助法の適用の判断に際しては、災害によっては、被害住家数のみに拘泥することなく、特殊な救助の必要性や多数の被災者の生命又は身体に危害が及ぶおそれの有無についても十分考慮すること。
- ③ 適切な災害救助法の適用が行われるためには、災害発生又はそのおそれがある場合に、速やかに被害状況を把握することが必要であり、あらかじめ市町村との間で被害状況等の連絡体制について確認すること。
- ④ 災害救助法適用後においては、被害状況、救助の実施状況（救助の程度、方法等）について情報提供を行うよう市町村に依頼するとともに、都道府県から本省に対してもその内容について情報提供すること。
- ⑤ 主な救助の実施に関する事務について、適用市町村に委任する場合には、日本赤十字社等の関係団体と協力しつつ、被害状況や時間の経過の中で必要となる対応策について助言、支援等を当該市町村に対して行うこと。

イ 市町村への助言

災害救助法による応急救助に係わる必要な対応については、特に次の事項に留意しつつ、管内市町村に対し実施体制の整備につき、適切な助言を行われたい。

- ① 交通手段や連絡手段の途絶も想定した職員の参集体制や関係機関・施設間の連絡体制を確保すること。
- ② 災害救助法担当部局のみならず、消防、保健、福祉、住宅などの部局との役割分担及び連携方法を明確にすること。

- ③ 災害発生後、混乱した状況下においても的確に把握できる体制を整えとともに、迅速に都道府県へ報告すること。
- ④ 避難所の設置場所、及びその管理、運営、備蓄物資の保管場所及び品目、数量について地震、風水害等各種の災害を想定しつつ、市町村地域防災計画の点検を図ること。
- ⑤ 高齢者や障害者等の災害時要援護者に対して、必要な情報提供、避難誘導等を行うこと。

ウ 災害救助対策事業の活用について

災害救助対策事業は、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、市町村が災害救助法による応急救助の円滑な実施に資するために創設されたものである。

本事業は、事業の趣旨に合う内容であれば、災害救助法担当部局以外の部局が実施する事業についても補助対象とすることとしているので、消防、保健、福祉、住宅などの部局とも調整の上、本事業を活用されたい。

(参考) 災害対策事業の概要

○ 生活保護費補助金（災害対策事業）

ア 実施主体 都道府県

イ 補助率 1/2

ウ 具体的な内容（例示）

① 市町村災害救助関係職員研修会等

- ・ 研修会、連絡協議会
- ・ 実務マニュアル等の作成 等

② 災害救助制度に関する啓発・広報の推進

- ・ リーフレット、パンフレット等の作成
- ・ 災害ボランティアの育成 等

③ その他災害救助法による応急救助の的確な実施に資する事業

エ 都道府県担当職員の研修等

都道府県及び指定都市の実務担当者に対し、災害救助法及び災害弔慰金法の適正かつ円滑な運用を図るため、全国3箇所ブロック会議を行ってきたところである

が、平成16年度については、本省にて5月に全国会議を予定しているので、職員派遣について特段の配慮をお願いしたい。

また、日本赤十字社が実施している災害救助調査研究・研修事業については調査への協力及び研修会への職員派遣について特段の配慮をお願いしたい。

(2) 災害救助基準

ア 一般基準

災害救助法の救助の程度、方法、期間等について災害救助基準が定められているところである。平成16年度災害救助基準については、消費者物価指数等の下落を勘案し必要な見直しを行い、3月末に告示する予定であるが、可能な限り早期に内容等についてお知らせする所存であるので、関係する規則等の見直しの準備に御活用いただきたい。

イ 特別基準

災害救助法の救助を実施するにあたっては、基本的には一般基準で対応するととなるが、個々の災害について一般基準で対応が困難な特別な事情がある場合に、特別基準を設定して実施することが可能である。その必要がある場合は、速やかに本省に協議され、災害現場の状況をふまえた適切な応急救助が実施されるよう留意されたい。

(参考) 平成15年度に災害救助法を適用した災害 (平成16年2月現在)

都道府県	適用市町村	適用日	被害状況
福岡県	飯塚市、穂波町 福岡市、太宰府市 志免町	7月19日	7月梅雨前線豪雨により、住家に多数の被害が生じた(施行令第1条第1項第1号)
熊本県	水俣市	7月20日	7月梅雨前線豪雨により、21名の方が死亡し、また多数の被災者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要(施行令第1条第1項第4号)
宮城県	南郷町、矢本町	7月26日	宮城県北部地震及び大雨により、多数の

	鳴瀬町、河南町 鹿島台町		被災者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要（施行令第1条第1項第4号）
北海道	平取町、門別町 新冠町	8月9日	台風10号のため、大雨による道路の崩土等により道内3町で孤立した地域が発生し、被災された方への飲料水の供給等について特殊な補給方法が必要（施行令第1条第1項第3号後段）

（3）災害弔慰金等

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けについては、市町村が迅速かつ的確に事務を遂行できるよう、特に以下の点に留意しつつ、制度の周知等に特段の配慮を願いたい。

ア 災害弔慰金及び災害障害見舞金

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給については、自然災害に起因しない場合には、対象とならないこと。

イ 災害援護資金

災害援護資金の貸付けに際しては、被災者生活再建支援制度など被災者に対し、その生活再建に活用し得る他制度に関する情報の提供に留意すること。

（参考）被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案の概要

- ・ 支援金支給限度額を100万円から300万円に引き上げる
※現行の支援に加え、居住関係経費（建て替え、補修に係る解体撤去・整地費及び借入金関係経費、家賃等）を対象とする居住安定支援制度の創設
- ・ 都道府県が拠出した運用資金を、取り崩し可能なものとする
（併せて、拠出に係わる地方債の特例措置も創設）
等の改正を行う。

(4) その他

災害救護用移動式仮設診療所整備事業について

日本赤十字社においては、大規模災害が発生した場合に被災地で救護活動を行う救護班の充実・強化を図るため、平成16年度より災害救護用移動式仮設診療所整備事業を実施する。5年間で10台を整備する予定である。大規模災害発生時における救護活動で活用されることとなるので、各都道府県日本赤十字支部に活用方法について協議されたい。

(参考) 災害救護用移動式仮設診療所の概要

災害発生後、迅速に応急医療ができるよう、医療資機材、エアテント、通信機器等を搭載したコンテナを車両等で災害現場へ搬送し、当地に短時間で仮設診療所を設置するもの